

日本ジャーナリスト会議規約

一、目的

日本ジャーナリスト会議は次の目的を掲げて活動する。

イ、真実の報道を通じて世界の平和を守る。

ロ、言論、出版、表現の自由を守る。

ハ、ジャーナリスト相互の親睦をはかり、結束を固める。

ニ、ジャーナリストとしての識見を高め、生活の向上をはかる。

ホ、世界のジャーナリストとの連絡、協力、交流をはかる。

ヘ、不当に圧迫されたジャーナリストを支持、援助する。

二、名称

名称を「日本ジャーナリスト会議」、略称「JCJ」とする。

三、所在地

会議の本部を東京におく。

〒100-0061 東京都千代田区神田三崎町三-10-1 五富士ビル五〇一
におく。

四、事業

会議の目的にそい、次の事業をおこなう。

イ、国内各分野のジャーナリスト間の交流と協力。

ロ、年間のすぐれたジャーナリズム活動または作品に対し、別に定める選考規程により、日本ジャーナリスト会議賞（JCJ賞）を贈り、顕彰する。

ハ、海外ジャーナリスト、ジャーナリスト団体との連絡、交流、国際会議への参加。

ニ、機関紙（誌）出版物の発行。

ホ、講演会、研究会の開催。

ヘ、ジャーナリズムに関する調査、研究活動。

ト、ジャーナリズムに関する正しい理解を一般に広めるための活動。

チ、ジャーナリスト連帯基金の設置。

リ、他団体との協力活動。

ヌ、その他、会議の目的に適する活動。

五、組織

イ、会員は、会議の目的、規約に賛成するジャーナリスト及びジャーナリズムに
たずさわる者とする。

ロ、会議の趣旨に賛同する者を賛助会員とする。賛助会員は活動に参加できるが、
議決権はない。

ハ、会議への加入は個人加入とし、入会、退会は直接に本部、あるいは支部を経
て申し込む。直接本部に申し込む場合は、会員一名の紹介を必要とする。

- 二、本部に事務局をおく。
- ホ、会員三名で支部を設けることができる。

六、運営

この会議は、総会、運営委員会によって運営され、代表委員(複数)によって代表される。また、名誉会員、顧問をおくことができる。

総会

- イ、この会議は年一回総会を開くほか、運営委員会が必要と認めた場合、臨時総会を開く。
- ロ、会員はすべての総会に出席する権利がある。会員はすすんで総会に出席し、積極的に意見の交流をはかり、その総意にもとづき会議の運営の方針を決める。
- ハ、運営委員会は総会で報告を行う。
- ニ、総会は全員投票のための投票管理委員二名を選ぶ。

運営委員会

- イ、運営委員は、別に定める運営委員会選挙規則によって選出される。
- ロ、運営委員会は、代表委員(複数)、事務局長(二名)、事務局次長(若干名)を選出し、会計監査二名は運営委員会以外の会員の中から選出する。
- ハ、運営委員会は、運営委員及び代表委員、事務局長事務局次長によって構成される。
- ニ、運営委員会は、規約改正の場合を除き、運営委員の過半数の出席によって成立する。ただし委任状による出席も妨げない
- ホ、運営委員会は、総会の方針にもとづき、この会議の運営に関する事項を決定する。
- へ、運営委員会は、次の場合に招集される。
 - A、定期運営委員会(年六回)。
 - B、代表委員の合議により、必要と認めたとき。
 - C、運営委員の三分の一以上から要求のあったとき。
 - D、会員の十分の一以上から要求のあったとき。
- ト、各運営委員は、代表委員、事務局長、事務局次長とともに日常の業務を分担し、この会議の運営に責任を持つ。
- 名譽顧問・顧問
- イ、この会議に功績のあった人々を運営委員会が名誉会員として推薦し、総会の承認を得る。
- ロ、ジャーナリズム内外から顧問を運営委員会が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

七、会計

- イ、会議の会計は、会員の会費、事業収入、寄付によって運営される。
- ロ、会員の会費は別に定める。

会費は月額千円とする。ただし次の措置をとる。

- ・ 地方支部は月額五百円を割りもどす。
- ・ 在京支部で出費を伴う支部活動を行っている支部には、一定額を割りもどす。割りもどし額は運営委員会が決める。
- ・ 学生会員は、月額五百円とする。
- ・ とくに事情のある会員は減額する。減額は本人の申請にもとづいて、事務局が決める。
- ・ 六十五歳以上の会員は、終身会費三万円を納入することによって、終身会員になることができる。

八、全員投票

イ、全員投票は次の場合に行う。

- A、運営委員会が必要と認めたととき。
- B、全員の三分の一以上が必要と認めたととき。
- ロ、投票の管理は投票管理委員会が行う。

九、規約および運営委員選挙規則の改正

規約および運営委員選挙規則の改正は、運営委員の三分の二以上の出席する運営委員会において決定する。委任状による出席および投票は認められない。

ただし、規約中 一、目的、五、組織、並びに九、規約および運営委員会選挙規則の改正については、運営委員会の発議にもとづき、全員投票に付し、全会員の三分の二以上の賛成を得なければならない。

一九五五年二月一九日制定

一九八六年五月二十日改訂

二〇一五年五月一日本部住所変更追加

二〇一六年四月八日会計監査互選を改正

二〇二〇年五月一八日本部住所変更追加